発　信　元	琴浦町
担　当　課	町民生活課
担　当　者	小椋・鈴木
連　絡　先	０８５８－５２－１７０３
令和８年 11 月２日（月）	

鳥取中央有線放送株式会社　御中

東伯風力発電所２号機の火災に関する地域住民向け説明会の開催

- **発電事業者が、火災の経緯と現状、今後の予定を地域住民等に直接説明されます。**
- **火災原因は調査中。発電所は全機停止中。**

令和８年 10 月 24 日（土）に琴浦町金屋地内の東伯風力発電所２号機で発生した火災について、発電事業者の日本風力開発ジョイントファンド株式会社が、地域住民向けの説明会を開催し、火災の経緯と現状、撤去作業・原因調査の今後の予定を説明されます。

１　説明会の概要

項目	内容
主催	日本風力開発ジョイントファンド株式会社（発電事業者）
日時	令和８年 11 月７日（土）午後７時～
場所	琴浦町生涯学習センター（まなびタウンとうはく）　４階　多目的ホール （琴浦町大字徳万 266-5）
対象	関係自治会、地権者・耕作者、その他説明を希望する住民
説明者	日本風力開発ジョイントファンド株式会社 イオスエンジニアリング＆サービス株式会社（発電所の保守管理会社）
周知の方法	防災行政無線、町ホームページ、関係自治会長への通知、地権者・耕作者への個別連絡（事業者）、現地の看板

２　火災の経緯

月日	内容
10 月 24 日（土）	午前 11 時 30 分ごろ、２号機のナセル※付近（地上約 65 メートル）から出火し、通行人が消防に通報。はしご車が届かず直接の放水ができないなか、午後２時ごろに鎮火。けが人はなし。事業者は全機の運転を停止し、周辺の道路を通行規制 ※ナセル…風車の支柱の上部にある箱形の部分。発電機や増速機（回転を速める歯車）を収める

月日	内容
10 月 25 日（日）	事業者が経済産業省中国四国産業保安監督部に事故を報告し、同監督部が立入調査
10 月 26 日（月）	事業者の代表者が鳥取県知事・琴浦町長に経緯を報告し、謝罪
10 月 27 日（火）	事業者が、ブレードが風で回らないよう軸を固定する措置を実施
10 月 28 日（水）	午前 10 時、落下物の飛散が想定される範囲が狭まったため、消防と協議のうえ通行規制の範囲を縮小

3　現状（令和８年 11 月２日（月）時点）

・ 町内の風車は火災のあった 2 号機を含め全機が停止している。

・ 通行規制は 10 月 28 日(水)に縮小した範囲で継続している（規制範囲は琴浦町ホームページに掲載）。

・ 出火原因は継続して調査中（特定されていない）。

・ 地権者等より立ち入りの了承が得られた農地については、事業者が周辺に落下した破片を回収している。（風車の直下は、調査のため現状のまま保存している。）

4　参考：発電所の概要と地元との協定

項目	内容
名称	東伯風力発電所
事業者	日本風力開発ジョイントファンド株式会社
運転開始	平成 19 年（2007 年） 4 月
基数	琴浦町内の 12 基（火災のあった 2 号機を含む）
火災が発生した機体	２号機（琴浦町金屋）
地元との協定	令和 2 年のブレード折損事故を受け、日本風力開発ジョイントファンド(株)・琴浦町・鳥取県の三者で協定を締結（令和 2 年 12 月）。運転の再開には琴浦町・鳥取県・地元の同意を要する。